

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、本年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このような、力による一方的な現状変更を試みる行為は、戦後における国際秩序の根幹を揺るがすとともに、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法・国連憲章違反であることから、断じて容認することはできない。

また、このことは、国連軍縮会議場にある砥部焼の巨大地球儀「生命の碧い星」を寄贈した本町の世界平和を願う気持ちを踏みにじるものである。

よって、本町議会は、今回のロシアによる一連の軍事侵攻に抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア軍の即時撤退、国際法の遵守を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月18日

愛媛県砥部町議会